

気づいていますか？それ、**不正行為**です！

◆カンニング行為◆

《例》

- ・他人の答案、カンニングペーパー等を盗み見ること。
- ・持ち込みが許可されたもの以外の持ち込み。
- ・答案の持ち出し。
- ・許可された時間外に携帯電話を使用すること。（時間、着信履歴の確認等も認められません。）

◆剽窃行為◆

《例》

- ・他人の文章を**出典を明示せず**に自分のレポート・論文に掲載すること。
- ・他人に作成してもらった文章に、自分の名前を記して、自分が作成したかのように、提出すること。
文章の細部や文体を少し変更しても同罪です。
- ・ウェブで入手した他人の文章を**コピー＆ペーストしてレポートを作成すること**。

◆代筆行為◆

《例》

授業の欠席者の代わりに出席票*を出すこと。依頼者・実行者ともに不正行為を行ったとみなされます。

*出席票は授業によっては、コミュニケーションペーパー等別の表現を使うことがあります。



「これくらい大丈夫。」という安易な気持ちが深刻な結果につながります。

不正行為の処罰例

- ・当該学期の成績がすべて無効
- ・卒業・修了の1年延期
- ・懲戒処分（訓告・停学又は懲戒退学）等

